

長崎県立大学図書情報センター公開規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、県民に対し教養の向上と専門的な調査研究に資するため、長崎県立大学図書情報センター規程(昭和48年長崎県立大学規程第10号)第1条の規定に基づき長崎県立大学図書情報センター(以下「図書情報センター」という。)の所蔵する図書、資料を一般公開するため必要な事項を定めたものである。

(利用資格)

第2条 図書情報センターを利用出来る者は次の各号の1に該当する者に限る。ただし、大学受験等のための利用者を除く。

- (1) 県内に居住する18歳以上の者
- (2) 県内の事業所等に勤務する者
- (3) 図書情報センター所長が許可した者

(公開日)

第3条 図書情報センターは次の日を除き公開する。

- (1) 休館日
- (2) 大学の定期試験期間
- (3) 図書情報センター所長が特に必要があると認めた日

(利用時間)

第4条 図書情報センターの公開時間は、午前9時から午後8時までとし、土曜日は午前10時から午後4時までとする。

(利用申込)

第5条 図書情報センターを利用する者は、「利用申込書」(以下「申込書」という。)を提出しなければならない。

(利用の許可)

第6条 図書情報センター所長は、前条の申込書に基づき適格と認めたときは、申込者に図書情報センター利用者カードを交付する。

(利用期間)

第7条 図書情報センター利用者カードの有効期限は、当該年度末までとする。

(閲覧場所)

第 8 条 利用者の図書及び資料の閲覧は、センター内閲覧のほかに特に申し出があれば本学の教育研究に支障のない限り、2 週間 3 冊以内の範囲でセンター外帯出を受けることができる。

(調査参考業務)

第 9 条 電話、文書による図書、資料の調査参考業務は行わない。

(複写業務)

第 10 条 本学所蔵の図書資料（貴重図書等を除く）に限り、必要箇所の複写業務を行う。

(遵守事項)

第 11 条 図書情報センターを利用する者は、図書情報センター規程その他諸規則を守り、係員の指示に従わなければならない。

(準用規定)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、帯出できない図書の範囲、紛出図書の弁償等その他必要な事項については長崎県立大学図書情報センター規程、同施行細則を準用する。

付 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

平成 5 年 4 月 1 日改正

平成 5 年 5 月 1 日改正

平成 9 年 4 月 1 日改正

平成 1 1 年 1 月 6 日改正

平成 1 3 年 9 月 5 日改正

特 別 閲 覧 申 込 書

平成 年 月 日

長崎県立大学図書情報センター所長 様

下記のとおり貴センターの特別閲覧を申し込みます。
利用に関しては、貴センターの公開規程に従います。

氏 名（ふりがな）	印
申込者住所	
利用の目的	
職業（勤務先又は学校名）	
上記の所在地	
保 証 人 （家族以外の方）	住所
	氏名
	印

上記の利用を許可する。					発行番号
決 裁	センター所長	専門幹	センター係員	取扱者	図書情報センター利用者 カード 交付年月日 平成 年 月 日